

11月15日(日)は、栃木県知事選挙の投票日です

選挙管理委員会事務局選挙係 ☎ (63)2154

投票所	受付時間
第1~19、22、41~54、71~73 投票所	午前7時~午後8時まで
第20、21、23~40、55~70 投票所	午前7時~午後6時まで

■投票できる人

18歳以上の国民で、鹿沼市の選挙人名簿に登録されている人（次の①②をいずれも満たす人）

- ①平成14年11月16日以前に生まれた人
- ②令和2年7月28日以前に鹿沼市の住民票が作成され、引き続き3ヶ月以上住民基本台帳に記録されている人

*公職選挙法の規定により選挙権のない人は投票できません。

■最近転入した人へ

①令和2年7月28日までに鹿沼市に転入届出した人は鹿沼市で投票することができます。

②令和2年7月29日以降に県内の市町から鹿沼市に転入届出した人は、前住所地で選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票することができます。「引き続き栃木県の区域内に住所を有する旨の証明書（無料）」を市民課の窓口で受け取り、投票所で提示してください。（期日前投票や不在者投票にも証明書が必要）

③令和2年7月29日以降に県外の市区町村から鹿沼市に転入届をした人は投票できません。

■期日前投票 投票日に、仕事や冠婚葬祭等の用事がある人は、次の場所で期日前投票ができます。

期日前投票所	受付日時
市役所（本館玄関ホール）	10月30日(金)～11月14日(土) 各日午前8時30分～午後8時
各コミュニティセンター	11月2日(月)～13日(金) 各日午前8時30分～午後5時（土・日・祝を除く）
まちの駅 新・鹿沼宿	11月11日(水)～13日(金) 各日午前10時～午後5時

■不在者投票

投票所での投票が困難な場合は不在者投票ができます。

- ①都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等の入院・入所者は、施設で投票ができます。施設長に申し出てください。
- ②長期出張中の人は、滞在地の選挙管理委員会で投票できます。選挙管理委員会に投票用紙等を請求してください。
- ③身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人で、一定の要件を満たす人や介護保険の要介護状態区分が要介護5の人は、郵便等により投票ができます。事前に選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受け、11月11日(水)午後5時までに、請求書に証明書を添えて提出し、投票用紙等を請求してください。

■投票所入場券

2人連記式です。投票所入場券は告示日（10月29日(木)）以降に郵送します。投票日には自分の氏名が記載された投票所入場券を切り取り持参してください。

10月9日以降に転居（市内での住所移転）した人は、前住所地の投票所での投票になります。
※投票日前日になっても入場券が届かない場合は、お問い合わせください。

■選挙公報

選挙公報は、候補者の情報等が掲載されたもので、新聞折り込みにより各家庭に配布します。新聞を購読していない世帯には、郵送しますので、選挙管理委員会にご連絡ください。

また、市役所、各コミュニティセンター等への設置も行います。

■開票

とき 11月15日(日)午後9時から

ところ 市立東中学校 体育館

■代理投票

身体に支障等があり字を書くことが困難な人は、投票日当日に投票所で申し出てください。

補助者が立ち会いの上、代筆します。口外することはありませんので、安心してお申し出ください。

選挙割キャンペーンについては、28ページをご覧ください。